

めぐろエコプラン3

目黒区地球温暖化対策

実行計画(事務事業編)

【第三次計画】



2024(令和6)年3月

目黒区

目次

第 1 章 第三次計画の中間見直しについて	4
1-1 計画の背景	4
1-2 国等の動向	8
第 2 章 第三次計画の削減の実績について	9
2-1 計画の概要	9
2-2 温室効果ガス等の削減状況	10
2-3 省資源の状況	11
第 3 章 第三次計画(中間見直し)の概要	12
3-1 取組事項	12
3-2 進行管理	12
3-3 位置づけ	13
3-4 計画期間	13
3-5 計画対象範囲	13
第 4 章 第三次計画(中間見直し)の取組内容	14
4-1 目標	14
4-2 管理対象	18
4-3 取組の体系	18
4-4 推進組織	19
4-5 評価委員会	19
4-6 環境研修等	20
4-7 公表	20

本文中に*が付いている語句は、用語解説に語句の解説を掲載しています。

資料編	21
1 温室効果ガス総排出量の推移	22
2 エネルギー使用量(原油換算)の推移	24
3 省資源及びその他の取組	26
4 温室効果ガス削減ポテンシャルの推計	29
管理対象区有施設一覧	31
管理所管別施設一覧	32
詳細一覧	41
用語解説	47

第1章 第三次計画の中間見直しについて

1-1 計画の背景

地球温暖化*問題は、気温上昇、大雨や干ばつの発生頻度の変化、海水面の上昇などの気候の変化を引き起こし、自然環境から人間社会にまで幅広く影響を及ぼすといわれており、近年、国内でも平均気温*の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されていることなどから、地球温暖化*を防止することは人類共通の課題となっています。

2021(令和3)年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」に2050年カーボンニュートラル*が基本理念として位置づけられ、国の「地球温暖化対策計画*」(2021(令和3)年10月閣議決定)(以下、「国の計画」という。)では、目標として2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で温室効果ガス*46%削減(そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門*」は51%削減)が掲げられました。また、特別区など地方公共団体では、国の計画に即して「地方公共団体実行計画(事務事業編)*」を策定し、PDCA体制を通じて事務事業による温室効果ガス*排出の削減に努めることとされています。

区では、2022(令和4)年2月に2050年のゼロカーボンシティ*の実現を表明し、2023(令和5)年3月に改定した「目黒区環境基本計画*」において、基本方針1として「カーボンニュートラル*の未来をつくる」ことを掲げ、区域における二酸化炭素排出量削減目標を2030年度に2013年度比50%削減、区の事務事業については60%削減との国を上回る目標を定めました。

さらに、区は、暮らしに最も身近な基礎自治体であり、また、区内における大規模事業所のひとつであることから、率先垂範し、低炭素社会*・循環型社会*の牽引役として、引き続き省エネルギー型機器*の導入及び節電等に取り組んでいく必要があります。

こうした背景等を受け、取り巻く状況の変化等を的確に反映させ、今後も、区における温室効果ガス排出量*の削減を着実に進めるために、このたび、第三次計画「めぐろエコプラン3」の中間見直しを行いました。

目黒区ゼロカーボンシティの表明

～目黒区は2050年のゼロカーボンシティの実現を目指します～

近年、地球温暖化の進行により、世界的に気象災害が頻発し、我が国でも台風や集中豪雨による深刻な被害が発生しています。

地球規模の気候変動に対応するため、令和3年5月に改正された地球温暖化対策推進法では、2050年までの脱炭素社会の実現が明記されるとともに、地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、施策に関する目標設定を追加することが、義務付けられました。

また、令和3年10月31日から11月13日までの期間、イギリスのグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、いわゆるCOP26では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」が、世界共通の目標として位置付けられました。

目黒区はこれまで地球温暖化対策地域推進計画に基づき、令和2年度(2020年度)の二酸化炭素(CO₂)排出量の目標を平成22年度(2010年度)比7%削減として取り組んできました。しかし、2050年の二酸化炭素(CO₂)排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現の重要性に鑑み、さらなる取組が必要不可欠です。

そうした状況を踏まえ、目黒区は、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた様々な取組を、力強く推進していくことを表明します。

ゼロカーボンシティの推進に当たっては、「目黒区環境基本計画」及び「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」の改定を一体的に進め、具体的な推進策及び実現に向けたロードマップを策定していきます。

具体的な取組に際しては、目黒区役所が率先垂範して脱炭素化に取り組むとともに、区民、事業者、学校をはじめとする多様な主体に対する周知・啓発を積極的に行うなど、意識の醸成と相互理解の中で脱炭素社会の実現に向けた地域づくりを強力に推進してまいります。

令和4年2月1日

目黒区長 青木 英二

【これまでの区取組】

1997(平成9)年	6月	「目黒区環境保全行動指針」策定 地域の良好な環境を保全・創造するとともに、地球環境問題に対応するため、区民、事業者、区のそれぞれが役割分担し主体的に行動していくための指針
1998(平成10)年	5月	「エコ・アクションプログラムめぐろ」策定 区が、事業者、消費者としての立場から率先して環境負荷の低減に取り組むとともに、区民や事業者による環境保全のために自主的な行動を促進するための計画
2000(平成12)年	9月	「目黒区環境基本方針」策定 総合的・計画的な環境行政推進のための基本方針
	10月	「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」策定
	12月	「目黒区環境基本条例」制定 環境と共生することのできる地域社会実現のため、区、区民、事業者の責務及び協働について規定
2001(平成13)年	3月	「新エコ・アクションプログラムめぐろ」 地球温暖化対策推進法に基づく行動計画
	8月	「ISO14001」認証取得 国際規格に基づく環境マネジメントシステム
2002(平成14)年	7月	「目黒区環境基本計画*」策定 環境基本条例に基づく区の環境に関する長期的目標とその実現に向けた施策の基本方針等を定めた計画
2006(平成18)年	3月	「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」策定 「新エコ・アクションプログラムめぐろ」(5年計画)を改定
2007(平成19)年	7月	「目黒区環境基本計画*」改定
2008(平成20)年	3月	「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」策定 地球温暖化対策の推進に関する法律*(以下、「温対法」という。)に基づく温室効果ガス*排出抑制のための地域推進計画
2009(平成21)年	4月	「ISO14001」「新エコ・アクションプログラムめぐろⅡ」を発展的に解消し、「目黒区地球温暖化対策推進実行計画(めぐろエコ・プラン)」(第一次実行計画)を策定 計画期間:2009(平成21)年4月から2014(平成26)年3月までの5年計画 温対法に基づく区の事務事業に伴い発生する温室効果ガス*の排出抑制等のための措置に関する実行計画
2012(平成24)年	3月	「目黒区環境基本計画*」改定
2014(平成26)年	3月	「目黒区地球温暖化対策推進実行計画(めぐろエコ・プラン)」(第一次実行計画)を改定し、「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画(めぐろエコ・プランⅡ)」(第二次実行計画)を策定 計画期間:2014(平成26)年4月から2019(平成31)年3月までの5年計画

	3月	「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」(第一次計画)を改定し、「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」(第二次計画)を策定 計画期間:2014(平成26)年4月から2021(令和3)年3月までの7年計画
2017(平成29)年	3月	「目黒区環境基本計画*」改定
2019(平成31)年	3月	「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画(めぐろエコ・プランⅡ)」(第二次実行計画)を改定し、「目黒区地球温暖化対策推進第三次実行計画(めぐろエコ・プランⅢ)」(第三次実行計画)を策定 計画期間:2019(平成31)年4月から2030(令和12)年3月までの12年計画(見直し 2023(令和5)年度)
2022(令和4)年	2月	2050年ゼロカーボンシティの実現の表明
2023(令和5)年	3月	「目黒区環境基本計画*」改定(「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」を「目黒区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に名称変更のうえ「目黒区環境基本計画*」に内包化。)

コラム

～環境基本計画のロードマップについて～

2023(令和5)年3月に改定した「目黒区環境基本計画」では、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、2030(令和12)年度における削減目標の達成に向けたロードマップを作成しております。区も地域の一事業者として、率先的に取組を推進していくことを掲げております。

取組	～2030(令和12)年度 ゼロカーボンシティの実現に向けて特に加速させる取組	～2050年度
家庭の省エネルギー・脱炭素の取組促進	約6,000t-CO ₂ 削減 ・省エネルギー型ライフスタイルの普及啓発 ・省エネルギー型設備機器等の普及啓発・導入支援	・脱炭素型ライフスタイルの定着
事業者の省エネルギー・脱炭素の取組促進	約3,000t-CO ₂ 削減 ・省エネルギー型ワークスタイルの普及啓発 ・省エネルギー型設備機器等の普及啓発・導入支援 ・環境配慮に取り組む事業者への支援	・脱炭素型ビジネススタイルの定着
積極的な再生可能エネルギーの活用	約15,000t-CO ₂ 削減 ・太陽光発電、蓄電システムなどの再生可能エネルギー設備の普及啓発・導入支援 ・再生可能エネルギー電力の普及啓発	・再生可能エネルギーの利用の定着 ・カーボン・オフセットの活用推進
建物の省エネルギー化・脱炭素化の促進	約14,000t-CO ₂ 削減 ・新築建築物のZEH・ZEBの普及促進 ・既存建築物の省エネルギー化の支援・普及啓発 ・街区単位でのZEH・ZEBの普及促進	・ZEH・ZEBの定着
移動の脱炭素化の推進	約5,000t-CO ₂ 削減 ・ZEV(ゼロ・エミッション・ビークル)、V2H(ビークル・トゥ・ホーム)の普及啓発 ・区有施設へのEV(電気自動車)充電設備等の設置推進・区内への設置促進に向けた普及啓発	・ゼロカーボン・ドライブの定着
ごみの削減	約8,000t-CO ₂ 削減 ・マイバッグ利用・簡易包装の推進 ・焼却プラスチックごみ削減に向けた普及啓発	・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の定着

出典:目黒区環境基本計画

1-2 国等の動向

(1) 世界

2015(平成27)年12月に採択された、気候変動抑制に関する国際的枠組みである「パリ協定*」では、「世界全体の平均気温*の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロ*(人為的な温室効果ガス排出量*と吸収量を均衡させること)にすること」などを決定しました。

2018(平成30)年の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*の1.5℃特別報告書*において、気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素の排出量を2050年前後に正味ゼロ*に抑える必要があると公表されたことから、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ*に向けた国際的な動きが加速し、2021(令和3)年10月、11月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)*では、2℃目標からより高い目標の1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ばには実質ゼロ*にすることなどが合意されました。

(2) 国

2020(令和2)年10月に、首相の所信表明演説の中で、『我が国は、2050年までに、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会*の実現を目指す』ことが宣言されました。この宣言に基づき、2021(令和3)年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律*」が「脱炭素社会*の実現」に向けて改正され、2021(令和3)年10月に「2030(令和12)年度に温室効果ガスを46%削減(2013(平成25)年度比)」を目標とした「地球温暖化対策計画」が改定されています。そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門*」については、2013(平成25)年度比で51%削減という高い目標が掲げられています。

さらに、2023(令和5)年4月には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律*(以下「省エネ法」という。)の改正により、国内のすべての事業者における「非化石エネルギーへの転換」や「電気の需要の最適化」を推進しています。

(3) 都

東京都では、2019(令和元)年5月、世界の大都市の責務として、平均気温*の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年に二酸化炭素(CO₂)排出実質ゼロ*に貢献する「ゼロエミッション東京*」を実現することを宣言し、その実現に向けた脱炭素戦略として、「ゼロエミッション東京戦略*」が2019(令和元)年に策定されました。

2021(令和3)年1月に、東京都は2030(令和12)年までに温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ*」を表明し、2021(令和3)年3月には、温室効果ガス削減目標を引き上げ、政策強化などを盛り込んだ見直し計画として、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report*」が策定されています。

第2章 第三次計画の削減の実績について

2-1 計画の概要

(1) 概要

国の計画の策定や「目黒区環境基本計画*」の改定等を踏まえ、「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画」(めぐろエコ・プランⅡ)を改定し、2019(平成31)年3月に「目黒区地球温暖化対策推進第三次実行計画」(めぐろエコ・プランⅢ)を策定しました。

(2) 目標

① 温室効果ガス総排出量

2013(平成25)年度を基準とし、計画最終年度2030(令和12)年度において、0.37kg-CO₂/kWh*または、それ以下の排出係数*を有する電気を調達するものとして40%削減を目安とします。

2013(平成25)年度を基準とし、区が計画の見直しを行う2023(令和5)年度において、0.37kg-CO₂/kWh*または、それ以下の排出係数*を有する電気を調達するものとして10%(毎年度2%)削減を目安とします。

② エネルギー使用量

2013(平成25)年度を基準とし、区が計画の見直しを行う2023(令和5)年度において、10%(毎年度2%)削減を目安とします。

③ 用紙の購入量(使用量)とごみの排出量

前年度以下に減らすものとします。なお、用紙の購入量(使用量)は用紙の購入量と外注印刷物の総量、ごみの排出量は燃やすごみ・燃やさないごみ・資源の総排出量で管理します。

(3) 位置づけ

温対法第21条第1項に規定されている「地方公共団体実行計画(事務事業編)*」であり、低炭素社会*実現に向けた区の率先行動計画です。

(4) 計画期間

2019(平成31)年度から2030(令和12)年度までとし、2023(令和5)年度において中間見直しを行います。

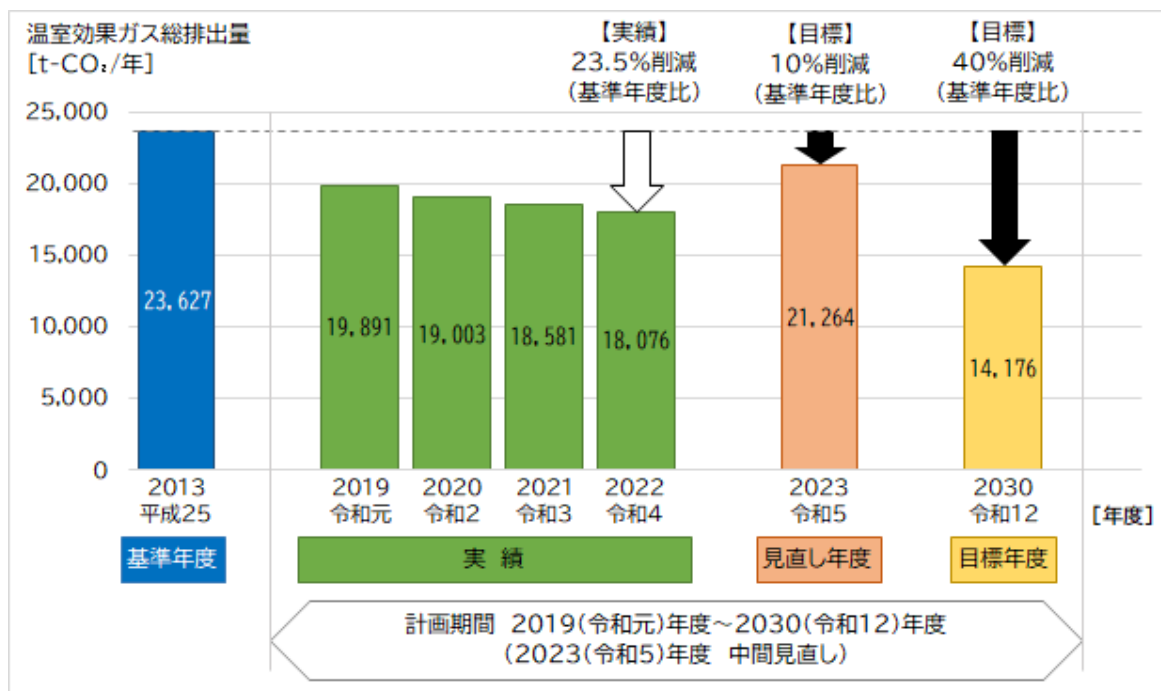
(5) 対象範囲

総合庁舎、庁外施設等を含めた区有施設のすべてを対象(指定管理者等外部への委託施設を含む。)とします。ただし、区営住宅など個別の利用者が光熱水費を負担している施設は除きます。

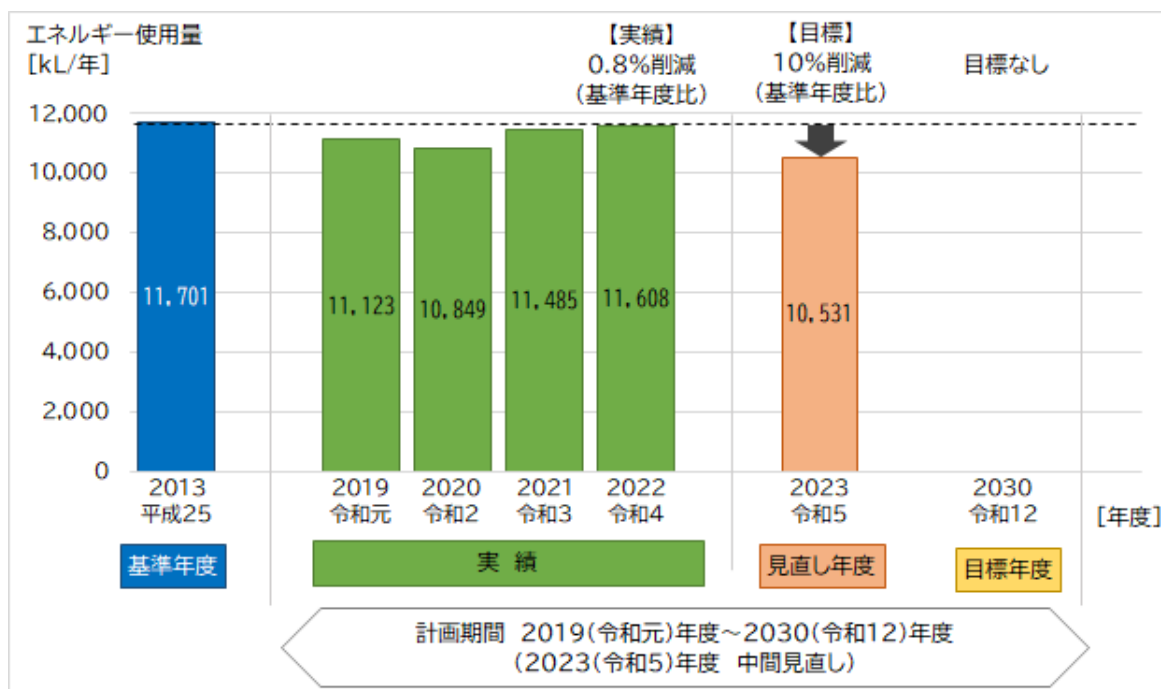
2-2 温室効果ガス等の削減状況

第三次計画における、2022(令和4)年度の温室効果ガス(二酸化炭素換算*)総排出量は、基準年度である2013(平成25)年度の値と比較して、23.5%の削減となりました。また、エネルギー(原油換算*)使用量については、基準年度と比較して、0.8%の削減となりました。

【温室効果ガス(二酸化炭素換算*)総排出量】



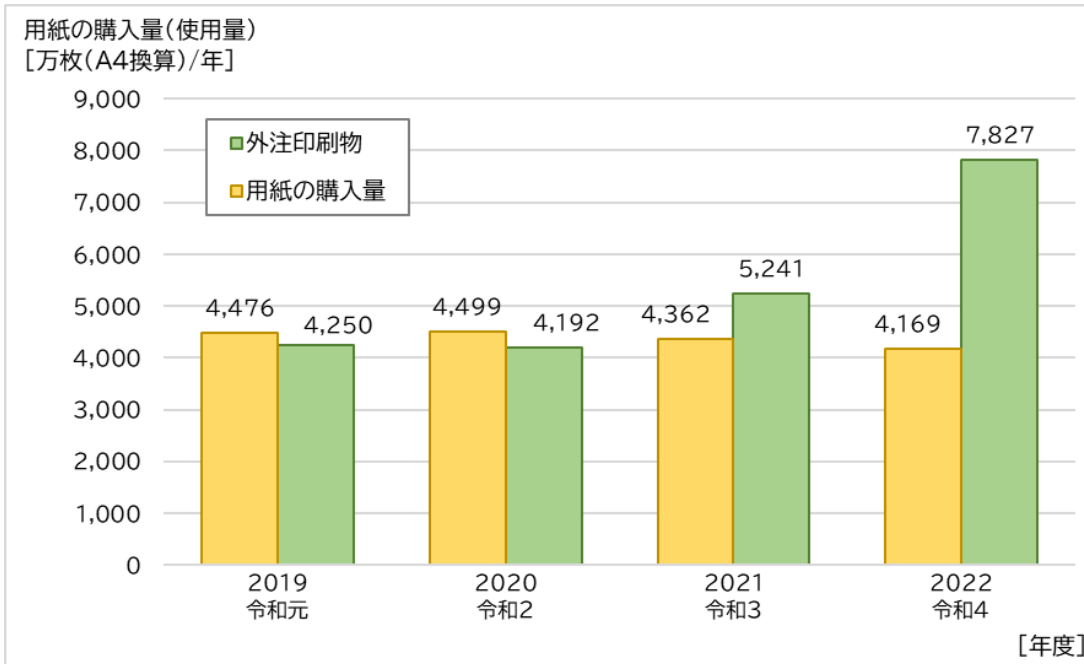
【エネルギー(原油換算*)使用量】



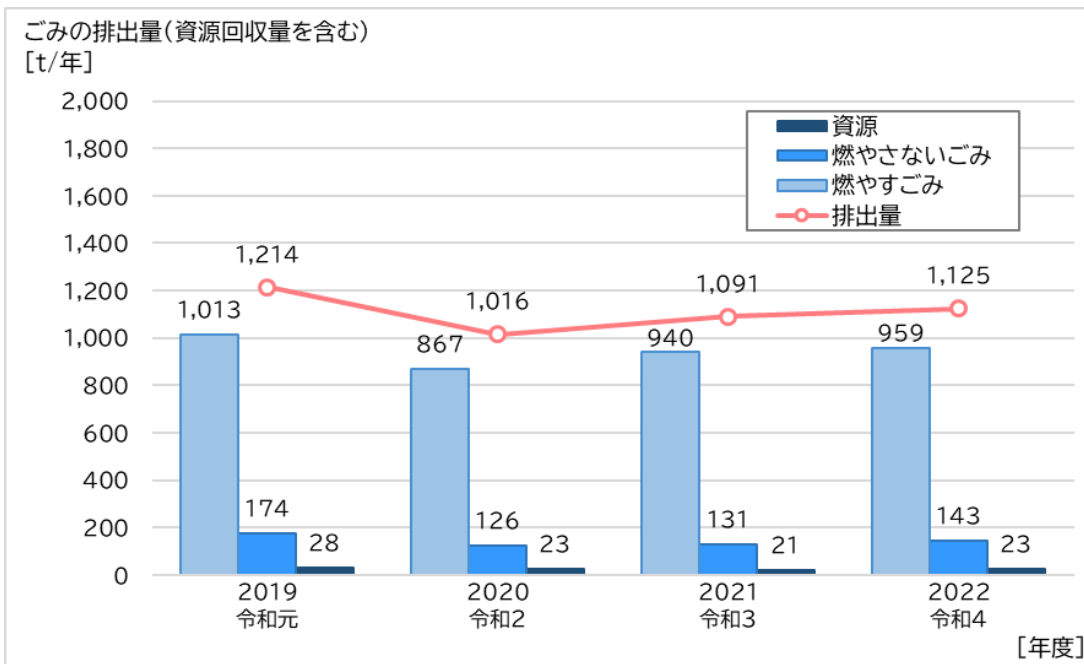
2-3 省資源の状況

第三次計画における、2022(令和4)年度の使用量の購入量(使用量)は2021(令和3)年度の値と比較して、用紙の購入量は4.4%の削減となった一方で、外注印刷物は49.3%の増加となりました。また、ごみの排出量は、2021(令和3)年度の値と比較して、3.1%の増加となりました。

【用紙の購入量(使用量)】



【ごみの排出量(資源回収量を含む)】



第3章 第三次計画(中間見直し)の概要

3-1 取組事項

全ての区有施設を対象として、次の取組を進めます。

- (1)ゼロカーボンシティ*実現に向けた、主たる温室効果ガス*(二酸化炭素)の削減
- (2)循環型社会*実現に向けた、ごみの減量・リサイクル等環境負荷の低減

【対象となる温室効果ガス*(温対法第2条第3項に掲載されているもの)】

	ガス種別	地球温暖化係数 ^{※1}	主な排出源	
1	二酸化炭素(CO ₂) ^{※2}	1	石油や天然ガス等の化石燃料*の燃焼など	対象
2	メタン(CH ₄) ^{※2}	25	自動車の走行など	
3	一酸化二窒素(N ₂ O) ^{※2}	298	自動車の走行など	
4	ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち政令で定めるもの ^{※3}	1,430 など	カーエアコンの使用・廃棄など	対象外
5	パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの ^{※3}	7,390 など	半導体の製造過程など	
6	六ふっ化硫黄(SF ₆) ^{※3}	22,800	区有施設の変電設備の使用・点検など	
7	三ふっ化窒素(NF ₃) ^{※3}	17,200	半導体の製造過程など	

※1 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を1(基準)とし、温室効果ガス*それぞれの温室効果の程度を示した値のことです。例えば、一酸化二窒素は、1単位あたり二酸化炭素の298倍の温室効果を持っていることを表します。

※2 区の事業活動において、総排出量の99%以上を占める二酸化炭素を実行計画の主たる管理対象とし、自動車の走行などから算出したメタンや一酸化二窒素などは二酸化炭素に換算します。

※3 5と7のガスは区有施設からの排出はなく、4と6のガスは活動実績の把握が困難なため対象外とし、排出の実態が把握された時に随時算定するものとします。

3-2 進行管理

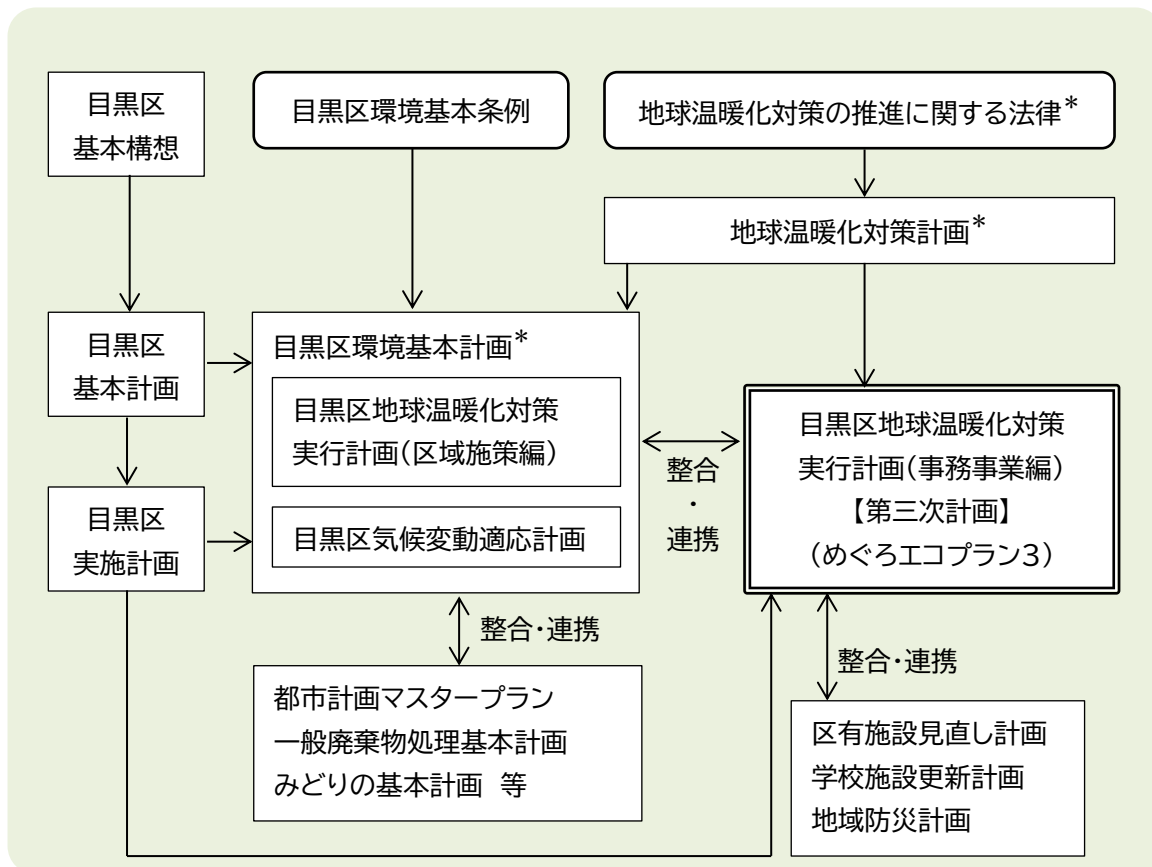
この計画は、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを活用します。

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)

また、区有施設見直しの取組や計画修繕も踏まえて、毎年度、進行管理を行います。

3-3 位置づけ

この計画は、「温対法」第21条第1項に規定されている「地方公共団体実行計画（事務事業編）*」であり、ゼロカーボンシティ*実現に向けた区の率先行動計画です。



3-4 計画期間

2019(平成31)年度から2030(令和12)年度までの12年間とします。また、基準年度は、国の計画に準じ、2013(平成25)年度とします。

計 画 期 間:2019(平成31)年度から2030(令和12)年度まで
 基 準 年 度:2013(平成25)年度

3-5 計画対象範囲

原則として、区が所有または管理し、業務に使用する全ての施設・設備(指定管理者等外部への委託施設を含む。)を対象とします。

ただし、区営住宅など区以外の者が光熱水費を負担する施設・設備や指定管理者等の区以外の者が所有し燃料費を負担する車両は除きます。

第4章 第三次計画(中間見直し)の取組内容

4-1 目標

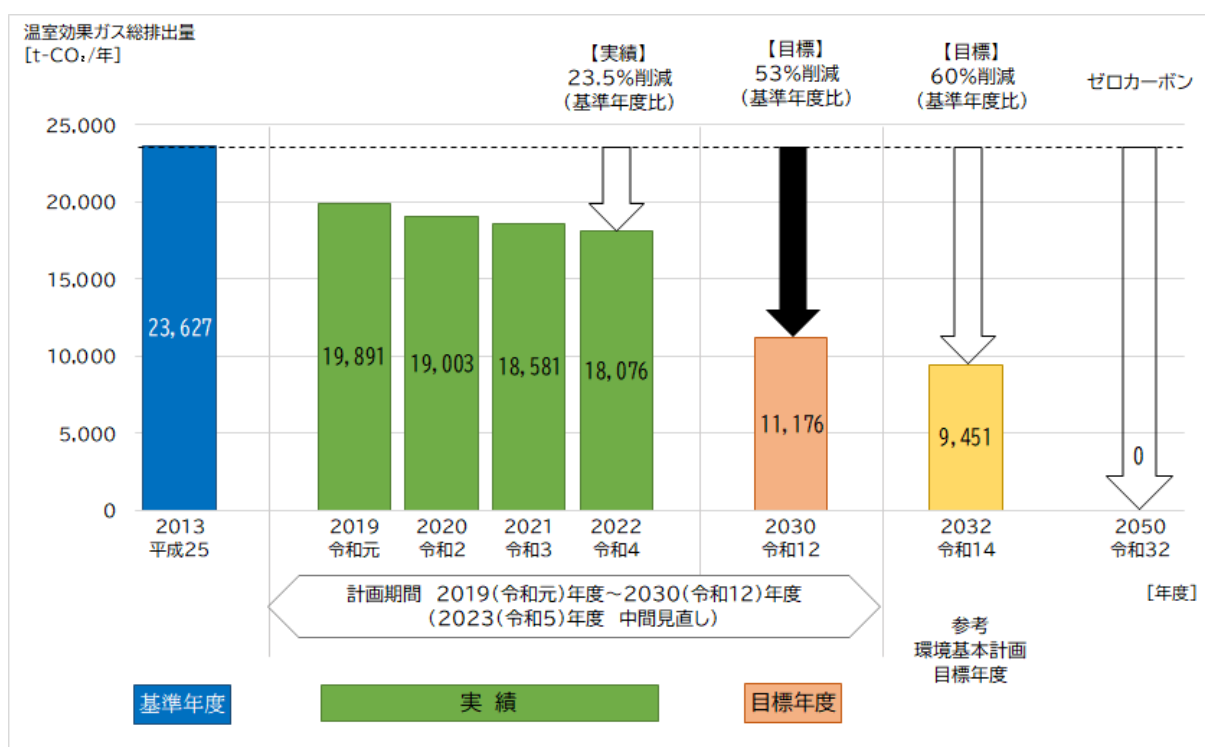
第三次計画では、温室効果ガス総排出量で管理することとし、毎年度公表される電気事業者ごとの最新の基礎排出係数*及び調整後排出係数*を用いて各々算出します。

さらに、温室効果ガス総排出量の削減の実効性を高めるために、エネルギー消費原単位*の削減、ZEB*等の推進、非化石燃料由来電力*への切り替え、ZEV*の導入に関する目標を設定します。

また、省資源化取組目標についても設定し、削減に取り組んでいきます。

(1) 温室効果ガス総排出量の削減数値目標

2013(平成25)年度を基準とし、計画最終年度2030(令和12)年度において、温室効果ガス総排出量を53%削減することを目標とする。



目標値の53%について

目黒区環境基本計画*では、2050年において排出量ゼロとするための目標として、区の事務事業における温室効果ガス排出量*を、2013年度を基準として2032年度において60%削減とすることを目標としています。

この目標を達成するために、2030年度において達成しなければならない水準として、53%削減との目標を設定しました。

(2)エネルギー消費原単位*削減数値目標

2022(令和4)年度を基準とし、計画最終年度2030(令和12)年度において、エネルギー消費原単位*について8%削減を目標とする。

(3)区有施設の新築・改築・改修時における省エネルギー化・ZEB化に向けた取組目標

① 新築・改築における取組

設計段階において、再生可能エネルギー設備の設置や、省エネルギー対策により、ZEB化を進める。

② 設備の新設・更新における取組

省エネ法に基づく国の判断基準に定められた事項について措置を講ずることにより、省エネルギー化を進める。

(4)非化石燃料由来電力*の導入数値目標

計画最終年度2030(令和12)年度において、区有施設が使用する電力の9割を非化石燃料由来電力*とする。

(5)庁用車の脱炭素化に向けた取組目標

庁用車の脱炭素化については、特殊車両など代替が困難な車両を除くすべての車両を対象に、真に必要な台数を精査し、最適化を図ったうえでZEV*への切り替えを行う。

(6)DX推進による事務事業の省資源化取組目標

DX・業務効率化の取組状況について、チェックリストによる点検を実施する。

《温室効果ガス排出量*削減目標設定の考え方》

① 法令の規定

区の地球温暖化対策推進計画は、温対法第21条第1項に規定されている「地方公共団体実行計画(事務事業編)*」として、区市町村等に策定と公表が義務付けられている計画です。また、同項には「国の計画に即して区市町村等の計画を策定するものとする」と規定されています。

参考1:地球温暖化対策の推進に関する法律*(平成10年法律第117号)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画*に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス*の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。))を策定するものとする。

参考2:国の計画(87ページ)

地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電*の最大限の導入、建築物における率先したZEB*の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー*電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

② 地方公共団体実行計画(事務事業編)*における目標設定の考え方

(ア) 区の事務事業に求められている国の目標値

国の計画では、目標として2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で温室効果ガス46%削減(そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門*」は51%削減)が掲げられております。

参考3:国の計画(19ページ)

エネルギー起源二酸化炭素のうち、業務その他部門*は51%削減となる。

参考4:地方公共団体実行計画(事務事業編)*策定・実施マニュアル(本編)(令和5年3月 環境省)(94ページ)

地球温暖化対策計画*において、地方公共団体実行計画(事務事業編)*に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることを踏まえて2030年度の削減目標について、原則として政府実行計画の目標(2013年度比50%削減)を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましいです。

参考5:目黒区環境基本計画*(令和5年3月 目黒区)(71ページ)

区の業務により発生する温室効果ガス排出量*を、2013(平成25)年度を基準とし、2032(令和14)年度までに60%の削減を目指します。さらに、こうしたゼロカーボンの推進の取組を、区内の大規模事業者である区が率先して実践し、区民や区内事業者へ普及啓発していくことにより、地球温暖化対策が地域に波及していくことを目指していきます。

(イ) 本計画における目標設定についての考え方

2013(平成25)年度を基準とし、計画最終年度2030(令和12)年度において、 $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}^*$ または、それ以下の排出係数*を有する電気を調達するものとして53%削減を目安とします。毎年度公表される電気事業者ごとの最新の基礎排出係数*及び調整後排出係数*を用いて各々算出します。

③ 本計画における排出量の算出方法

(ア) 温室効果ガス排出量*は、次の式で算出します。

$$\boxed{\text{各エネルギー使用量} \times \text{排出係数}^* \times \text{地球温暖化係数}}$$

このうち排出係数*は、国から毎年度公表され、年度ごとに変動します。そのため、例えば、今年度に区が努力してエネルギー使用量を前年度より削減しても、国から公表される排出係数*の数値が前年度より大きくなると、算出される今年度の温室効果ガス排出量*が、逆に、前年度より増加してしまうことがあります。

(イ) 国の計画では、2030(令和12)年度に、 $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}^*$ またはそれ以下の排出係数*を有する電気を調達することとされていることから、本計画においても、2030(令和12)年度の排出係数*を $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}^*$ とします。

参考6:国の計画(別表1)

別表1-7 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

省エネ見込量及び排出削減見込量の積算時に見込んだ前提

・2030年度の全電源平均の電力排出係数*: $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}^*$ (出典:2030年度におけるエネルギー需給の見通し)

コラム

～排出係数について～

排出係数とは、活動量(例:電気、都市ガス、ガソリンなどの使用量)あたりの温室効果ガス排出量を指します。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)がガイドラインの中で、排出係数の標準的な値を示しておりますが、日本ではこの標準値を必ずしも使わず、日本の排出実態にあった係数を試算しております。区の事務事業において対象となる排出活動は下表のとおりです。

温室効果ガス		対象となる排出活動	排出係数
1	二酸化炭素(CO ₂)	燃料の燃焼に伴う排出	燃料別に算出
		他人から供給された電気の使用に伴う排出	電気事業者別に算出
2	メタン(CH ₄)	家庭用機器における燃料の使用に伴う排出	燃料別に算出
		自動車の走行に伴う排出	燃料別、車種別に算出
3	一酸化二窒素(N ₂ O)	家庭用機器における燃料の使用に伴う排出	燃料別に算出
		自動車の走行に伴う排出	燃料別、車種別に算出

4-2 管理対象

【温室効果ガス総排出量の算定対象項目（重点管理対象）】

- 電気、ガス、水道（下水道）の使用量
- 化石燃料*の使用量（ガソリン、LPG、軽油、灯油、重油、LPG（プロパンガス）の使用量）
- 非化石燃料由来電力*（非化石証書*含む）の導入量

【温室効果ガス総排出量の算定対象項目以外の管理対象】

- 用紙使用量削減の取組状況
- ごみの排出量、資源回収量
- 環境配慮型製品*購入の推進
- 緑化の量（緑化面積）や緑化部分の活用
- 省エネルギー型機器*等の導入量
- 庁用車の台数の最適化及びZEV*の導入実績
- 再生可能エネルギー*の導入実績
- 新築・改築におけるZEB*の達成状況

4-3 取組の体系

区有施設の省エネルギー・省資源活動を推進し、本計画に定めた目標の達成を目指すために、以下の項目の内容について取組を行います。

- 1 日常業務におけるエコオフィス活動の推進
- 2 区有施設における設備の適切な運用管理によるエネルギー使用の合理化
- 3 区有施設への省エネルギー・再生可能エネルギー*設備の導入促進
- 4 庁用車の効率的な運用及び脱炭素化の推進
- 5 温室効果ガス吸収作用の保全・創出の促進

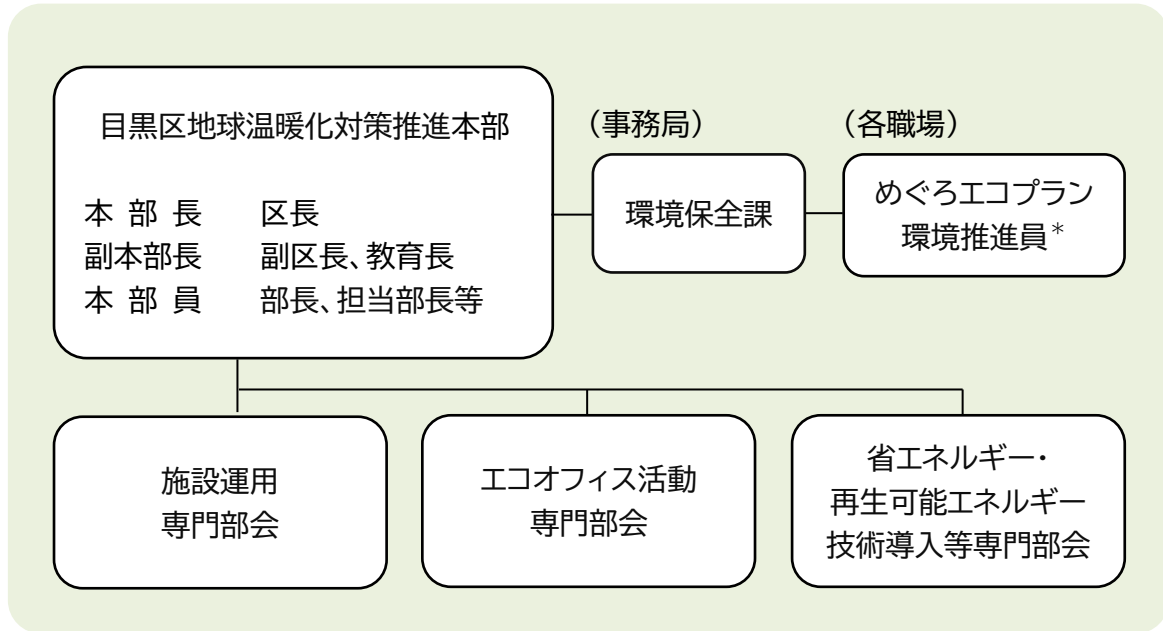
この取組体系に沿って、具体的な取組事項を示した「運用マニュアル」を整備します。また「運用マニュアル」は、実施状況や評価を踏まえ、毎年度見直しを行うこととします。

4-4 推進組織

区の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため設置している、目黒区地球温暖化対策推進本部（以下、「推進本部」という。）の下部組織として、施設運用専門部会、エコオフィス活動専門部会、省エネルギー・再生可能エネルギー技術導入等専門部会の3つの専門部会を設置し、それぞれの事業特性に応じためぐろエコプランの取組を推進していきます。

さらに、各所属及び施設で、めぐろエコプラン環境推進員*を選任し、めぐろエコプランの取組の向上を図っています。

【めぐろエコプラン推進組織体系図】



【各専門部会の部会長・副部会長構成】

名称	部会長	副部会長
施設運用専門部会	総務課長	八雲中央図書館長
エコオフィス活動専門部会	情報政策課長	地区サービス事務所長 (幹事)
省エネルギー・再生可能エネルギー技術導入等専門部会	都市計画課長	施設課長

4-5 評価委員会

区民と学識経験者からなる目黒区地球温暖化対策実行計画評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置し、計画の運用状況について評価を行います。

4-6 環境研修等

(1) 環境研修

職層を考慮した環境研修を計画的に実施し、職員の地球温暖化問題に対する理解を深めるとともに、さらなる省エネ・省資源活動の意識向上を推進します。

（管理職研修、係長研修、一般職員研修、委託業者・指定管理者研修等）

(2) 情報提供

イントラネット(グループウェア)を活用し、めぐろエコプラン通信等により必要な情報提供を行います。

4-7 公表

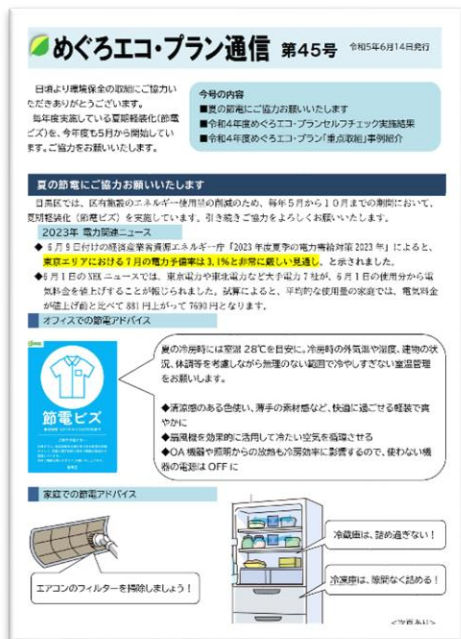
計画の運用状況と評価委員会による評価の結果を、毎年度、区報・ホームページ・環境報告書等で区民に公表します。

コラム

～職員向け環境研修及び情報提供について～

職員向け環境研修は、全ての職員を対象として毎年実施しています。研修内容も、年度ごとに見直しを行い、地球温暖化問題に関する最新動向を知ることができる内容となっています。

多忙な業務の合間にも見やすいよう、オンライン形式により15分程度で受講できる内容となっています。



【めぐろエコプラン通信】



【職員向け環境研修】

また、グループウェアにより職員に配付している「めぐろエコプラン通信」では、日々の業務における省エネルギー活動に役立てていただくための情報提供を、季節などに応じて発信しています。